

神河町監査委員告示第 2 号

令和 3 年 5 月 13 日付けで地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき請求のあった神河町長に対する措置請求について審査を行ったので、同条第 5 項の規定によりその結果を公表します。

令和 3 年 6 月 18 日

神河町監査委員 清 瀬 茂 生

神河町監査委員 小 寺 俊 輔

監査の結果

本件措置請求は、地方自治法 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしておらず、適法な請求とは認められないので、却下する。

事実及び理由

第 1 監査請求の申立て

1 請求人

住 所 兵庫県神崎郡神河町東柏尾 9 番地の 1

氏 名 坂田幸生

2 請求書の收受

令和 3 年 5 月 14 日

第 2 監査委員の判断

1 同一住民による同一行為等を対象とした再度の住民監査請求について

本請求については、一部補正が加わっているものの、令和元年 7 月 26 日付け神河（監）第 34 号で受け付けし、令和元年 9 月 20 日付け神河（監）第 47 号で監査結果を通知した住民監査請求並びに令和 3 年 3 月 15 日付け神河（監）第 66 号で受け付けし、令和 3 年 3 月 30 日付け神河（監）第 71 号で監査結果を通知した住民監査請求と同一の請求人による同一の行為を対象にした住民監査請求である。

同一の住民監査請求を再度行うことについては、令和 3 年 3 月 30 日付け神河（監）第 71 号で通知したとおり、最高裁判所は、「地方自治法 242 条 1 項の規定による住民監査請求に対し、同条 3 項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、監査の結果に対して不服があるときは、地方自治法 242 条の 2 第 1 項の規定に基づき同条の 2 第 2 項 1 号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていない」との見解が示されている。

さらに、「監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が個別のものになるものではない」から、「主張する違法事由が異なるごとに監査請求を個別のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もない」としている。

このことを踏まえて、本請求を審査したところ、本請求が対象とする行為（三万田川改修工事の監査結果の検証及び工事目的の検証）は、同一請求人が先に監査請求の対象とした三万田川改修工事に関する監査請求と共通する内容であり、同一の監査請求が再度行われたものと認められる。

2 結論

以上のことから、本件措置請求は地方自治法 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしておらず、住民監査請求として不適法であると判断する。

坂田幸生氏による工事番号神河第 71 号三万田川改修工事を対象とした住民監査請求については、同一請求人による同一行為等を対象とした再度の住民監査請求のため、地方自治法 242 条に規定される要件を満たしておらず、適法な住民監査請求に該当しない。